## 血漿分画製剤の供給状況

## 1. 血漿分画製剤の現状

旧厚生省では、平成元年の「新血液事業推進検討委 員会第一次報告しに基づき、国内の原料血漿の確保目標 量を毎年示し、これに基づく献血の推進と原料血漿の配 分を行うようになりました。

また、平成 15 年度からは血液法に基づき、各年度に、 必要と見込まれる血液製剤の種類と量、確保されるべき 原料血漿の量の目標、製造される血液製剤の種類と量の 目標等を定めた「血液製剤の安定供給に関する計画」(い わゆる「需給計画」)が厚生労働省告示として公表され ています。

人の血液由来の血液凝固第VII因子製剤については、平 成6年(1994年)に国内自給率100%が達成されま した。

アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤の平成 28 年 度の国内自給率はそれぞれ58.4%及び94.9%ですが、 これらについては、適正使用の推進などにより、必要と する血液製剤を原則として国内の献血で賄うことができ ることを目指して引き続き検討が進められています。

一方、例えば抗 HBs 人免疫グロブリンのような特殊 なグロブリン製剤では、現状では国内で原料血漿を確保 することが困難であることから、国内自給率は依然低い レベルにあります。

血漿分画製剤の製剤毎の総供給量と自給率の推移は図 4-5から図4-10のとおりです。

採血事業者である日本赤十字社から血漿分画製剤を製 造する製薬企業に原料血漿が配分される際の標準価格及 び配分量は、前出の需給計画に示されています。この原 料血漿価格について米国の状況と比較したのが図4-11です。平成28年度においては、日本国内での配分 価格(1L 当たり 11,100 円)は米国の原料血漿価格(1L 当たり 16.971 円) に比べ低い価格となっています。

一方、血漿分画製剤の薬価(保険診療で保険医療機関 等が薬剤の支給に要する単位当たりの平均的な費用の 額)については、各企業の製造する製品毎に銘柄別で決 められています。薬価は、薬価改定により定期的に見直 しが行われていますが、主な血漿分画製剤のこれまでの 薬価の推移は図4-12から図4-14のとおりです。



血液凝固第四因子製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率

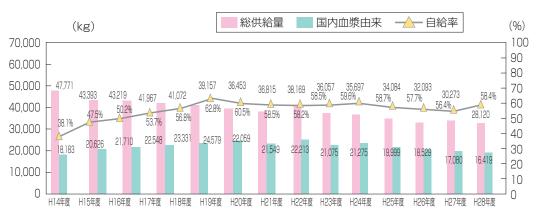


図4-6 アルブミン製剤の供給量と自給率

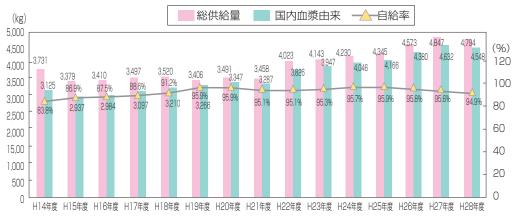


図4-7 免疫グロブリン製剤の供給量と自給率

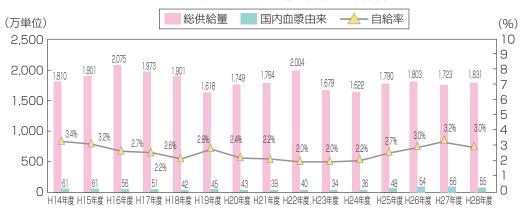


図4-8 抗HBs人免疫グロブリン製剤の供給量と自給率

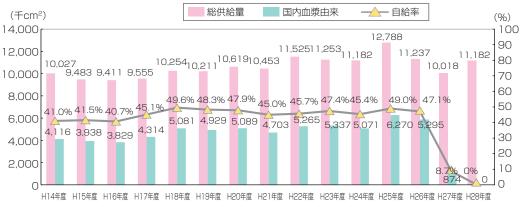


図4-9 組織接着剤の供給量と自給率

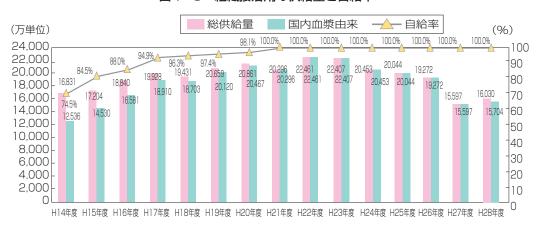
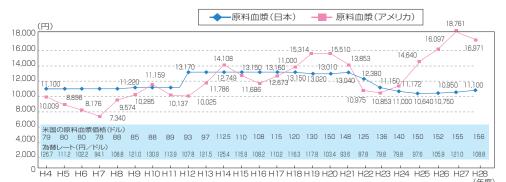
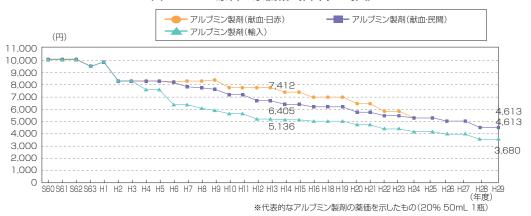


図4-10 乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ製剤の供給量(遺伝子組換え型含む)と自給率



米国における原料血漿価格はThe Plasma Fractions Market in the United Statesより (The Marketing Research Bureau Inc) 為替レートはIMF World Economic Outlookの指標を使用。

## 図4-11 原料血漿価格(日米)の推移



## 図4-12 アルブミン製剤の薬価の推移

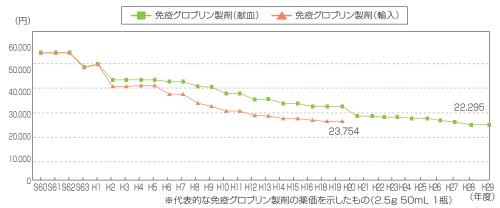


図4-13 免疫グロブリン製剤の薬価の推移

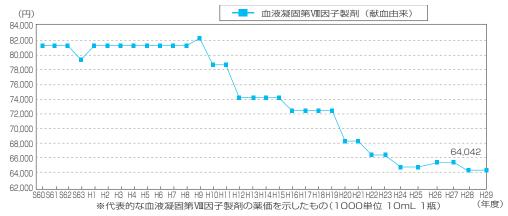


図4-14 血液凝固第四因子製剤の薬価の推移